

別表1 (第3条関係)

1 対象事業	2 事業内容	3 交付対象経費	4 事業主体	5 交付率	6 重要な変更
<p>鳥獣被害防止総合対策交付金</p> <p>(1)鳥獣被害防止総合対策整備交付金</p>	<p>実施要領(別記1)の別表に定める次の事業</p> <p>(1)鳥獣被害防止総合支援事業(整備事業)</p> <p>①鳥獣被害防止施設</p> <p>ア 新規整備</p> <p>イ 再編整備</p> <p>②処理加工施設</p> <p>③捕獲技術高度化施設</p> <p>④地域提案</p>	<p>交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費(注)</p>	<p>実施要領(別記1)の第1の3に定める協議会及びその構成員</p>	<p>実施要領(別記1)の別表1に定める次の交付率</p> <p>定額又は1/2以内</p> <p>ただし、次の(1)から(6)までの要件のいずれかに該当する場合は5.5/10とする。</p> <p>(1)山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>(2)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。以下単に「過疎地域」という。)</p> <p>(3)離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>(4)半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>(5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>(6)棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された棚田地域</p> <p>また、上記に関わらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとし、鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合の上限単価については、別表2に定めるところによるものとする。</p>	<p>対象事業の中止又は廃止</p>
<p>(2)鳥獣被害防止総合対策推進交付金</p>	<p>(1)鳥獣被害防止総合支援事業(推進事業)</p> <p>①被害防止活動推進</p> <p>ア 推進体制の整備</p> <p>イ 有害捕獲</p> <p>ウ 被害防除</p> <p>エ 生息環境管理</p> <p>オ サル複合対策</p> <p>カ クマ複合対策</p> <p>キ 他地域人材活用</p> <p>ク ICT等新技術の活用</p> <p>②鳥獣被害対策実施隊特定活動</p> <p>ア 大規模緩衝帯整備</p> <p>イ 誘導捕獲柵わな導入</p> <p>③ICT等新技術実証</p> <p>④農業者団体等民間団体被害防止活動</p>	<p>交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費(注)ただし、推進事業については、実施要領(別記1)の別表5に定める経費</p>	<p>実施要領(別記1)の第1の3に定める協議会</p> <p>実施要領(別記1)の第1の3に定める協議会の構成員である農林漁業関係団体等</p>	<p>定額、1/2以内</p> <p>ただし、次に掲げるとおり定額補助できるものとする。</p> <p>(1)実施要領(別記1)の第1の1の(1)に定める被害緊急対応型にあつては、鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」と言う。)が行う事業内容欄の①のイからクの取組に要する経費について、一市町村当たりの限度額を次のとおり定める。</p> <p>①捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は500千円以内とする。</p> <p>②捕獲の有資格者が1名以上、5名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。</p> <p>③捕獲の有資格者が5名以上、20名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。</p> <p>④捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。</p> <p>⑤事業内容欄の①のオの取組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。</p> <p>⑥事業内容欄の①のカの取組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に、生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理と併せて地域研修会、追い払い、ICT機器の導入(出沒アラート、遠隔捕獲機器等)、集落点検の実施と共有、実施体制の整備(錯誤捕獲時体制の整備を含む)、出沒要因調査の取組の中から、1つの取組をパッケージとして効果的に行う場合は1,000千円以内、2つ以上の取組をパッケージとして効果的に行う場合は2,000千円以内を加算できるものとする。</p> <p>⑦事業内容欄の①のキの取組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者1人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。</p> <p>⑧事業内容欄の①のクの取組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に2,000千円以内を加算できるものとする。</p> <p>(2)実施要領(別記1)の第1の1の(2)に定める広域連携型にあつては、実施隊が行う事業内容欄の①のイからエの取組に要する経費について、一市町村当たり前項の①、②、③、④の額に200千円を加算した額以内を限度額とする。</p> <p>なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を越えた広域的な捕獲を実施する場合、一市町村当たり前項の②、③、④の額に500千円を加算した額以内を限度額とする。</p> <p>(3)過年度に鳥獣(被)害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体が行う事業内容欄の①のアからエの取組に要する経費について、被害緊急対応型においては一市町村当たり2,000千円以内((1)の④の場合は3,000千円以内)、広域連携型においては事業実施主体を構成する一市町村当たり2,200千円以内((1)の④の場合は3,200千円以内)を限度額とする。</p> <p>なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域</p>	<p>(1)対象事業の中止又は廃止</p> <p>(2)事業内容の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p>

1 対象事業	2 事業内容	3 交付対象経費	4 事業主体	5 交付率	6 重要な変更
	⑤ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ア 販売拡大支援 イ 搬入促進支援 ⑥鳥獣被害対策実施隊体制強化 ア 実施隊員の人材育成 イ 新規猟銃取得支援 ⑦捕獲サポート体制の構築 ⑧処理加工施設の人材育成 ⑨ICTの活用による情報管理の効率化		実施要領（別記1）の第1の3に定める協議会	において、市町村境界を越えた広域的な捕獲を実施する場合、一市町村当たり前項の②、③、④の額に500千円を加算した額以内を限度額とする。 (4) ICT等新技術実証における限度額は、被害緊急対応型にあつては一市町村当たり1,000千円以内とし、広域連携型にあつては一市町村当たり1,100千円以内とする。 (5) 農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額は、一市町村当たり2,000千円以内とする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、一団体当たり2,000千円以内とする。 (6) ア 事業内容欄の⑤のアの取組における限度額は、一市町村当たり3,000千円以内とする。ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費の限度額は、一施設当たり350千円以内とする。 イ 事業内容欄の⑤のイの取組における交付率は1/2以内とし、上限単価（消費税を除く）は、リース導入する解体機能を有する車両1車両当たり15,000千円以内とする (7) ア 事業内容欄の⑥のアの取組における限度額は、一市町村当たり2,000千円以内（一カ月の上限200千円）とする。 イ 事業内容欄の⑥のイの取組における交付率は1/2以内とし、限度額は1市町村当たり500千円以内とし、上限単価（消費税を除く）は1丁当たり100千円以内とする（実施隊員1名当たり1丁の取得に限る。） (8) 捕獲サポート体制の構築における限度額は、サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が40名以上となる市町村にあつては、1市町村当たり1,000千円以内を、サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が80名以上となる市町村にあつては、1市町村当たり2,400千円以内を、限度額として定額交付できるものとする。 (9) 処理加工施設の人材育成については、1施設当たり1,920千円（1ヶ月の上限160千円）以内を限度額として定額交付できるものとする。 (10) ICTの活用による情報管理の効率化については、1市町村当たり3,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。 また、上記に関わらず、事業内容欄の①のイのうち捕獲用具及び②のアとイに係る上限単価については、別表2に定めるところによるものとする。	
	(2)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ①有害捕獲 ア 有害捕獲 イ 捕獲個体の埋設・運搬 ウ 捕獲個体の施設での焼却等処分 エ 現地確認に係る事務		実施要領（別記5）の第1の3に定める協議会及びその構成員である市町村	定額 ただし、事業内容欄の①のアを実施する場合の上限単価については、別表2に定めるところによるものとする。	

注 仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。